

生徒・保護者のみなさんへ

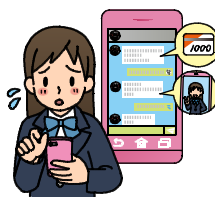
知っておこうネットのアレコレ

令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する報告書(総務省)によれば、全世代の94.0%が「LINE」を利用し、87.1%が「YouTube」を利用しています。10代に限っては、「YouTube」96.4%、「Instagram」70.0%「TikTok」66.4%と他の世代より突出しています。その結果、全国の小中学校でSNSのトラブルが増えています。

今回は、情報教育アナリストの長谷川陽子氏の「ヨーコ先生の『知っておこうネットのアレコレ』」(教職員共済だより)から考えてみたいと思います。

まずは、下の11の行為について、違法・危険性が高い場合は、「×」、合法・安全性が高い場合は、「○」で答えてください。

	回 答
① 友達の顔を勝手に写真に撮り、ブログなどにアップロードした	()
② 街で偶然見かけた芸能人をスマホでとり、その写真を待ち受けにした	()
③ 芸能人の写真を自分のブログやSNSで発信した	()
④ アニメやドラマの画像を自分のアイコンにした	()
⑤ 「スマホを長年使っている感謝として100万円キャンペーンがあなたを当たりにしました。すぐにアクセスしてください。」とメッセージが来たので、アクセスした	()
⑥ オンラインゲームで勝手に親のクレジットカードで課金した	()
⑦ おふざけ動画を(アフィリエイトを目的に)SNSにアップにした ※アフィリエイト インターネット広告手法のひとつで「成果報酬型広告」とも呼ばれます。	()
⑧ 自分の裸をふざけて撮った。	()
⑨ 友達から送られたきた友達の裸の画像を(笑い話とともに)友達に送った	()
⑩ 友達の裸の画像を(おもしろ半分で)クラウドに保存した	()
⑪ 「自撮り要求」(自分で自分の裸の写真や動画を撮ったものを他人から要求されること)をする	()



①× ②○ ③× ④×

著作権法に関することです。

芸能人ではない一般人の顔を勝手に写真に撮り、ブログなどにアップロードしてしまうと、「肖像権」を侵害することになってしまいます。

一般人の写真を勝手に撮ることはいけませんが、街で見かけた有名人の写真をスマホやデジカメで撮ること自体は問題はありません。個人的に楽しむために、携帯の待受にするのもよいです。つまり、個人的に楽しむ目的であることを主とする「私的利用」については許されています。

「肖像権」とは、その人や物などの姿形自体を権利とし、無断で撮影・公表・利用されることがないように主張できる権利です。人が不快な思いをしないために「肖像プライバシー権」と「肖像パブリシティ権」の二つの構成要素があります。

「肖像プライバシー権」とは、人の容姿が勝手に公表されたりしないための権利です。誰かが写った写真などを、本人に許可なく公開することを禁じています。

「肖像パブリシティ権」とは、一般的に知られている芸能人や著名人の容姿や名前が、本人に許可なく利用されることを防ぐ権利です。

アニメ・漫画の画像は、著作権がその制作会社やクリエイターの著作物であり、無断での転載や利用は違法です。



⑤×

迷惑メールに関することです。

迷惑メールのターゲットは個人情報です。子どものスマホには保護者の個人情報が入っています。サイトにアクセスして個人情報を入力する危険だけではなく、ウイルスに感染しスマホ内のデータが流出してしまう危険性があります。更にスマホには繋がっている人の情報（携帯番号・画像データ等）が入っています。「これは迷惑メール・詐欺だから、絶対にアクセスしたり返信したりしないこと」と親のスマホの画面を見せて注意を促してください。保護者が自分のスマホの画面を見せることで、子どもがネットトラブルを親に相談しやすくなります。



⑥×

クレジットカードの管理に関することです。

他人の名義のクレジットカードを使用するのは、違法（詐欺罪）です。

令和4年度消費者白書によると、オンラインゲームに関する消費生活相談件数は増加傾向になり、2021年は過半数が20歳未満の相談です。契約購入金額別割合をみると、10歳～17歳の46.5%が10万円～50万円未満の課金トラブルです。オンラインゲームで親のクレジットカードを登録し課金する場合、18歳未満に適用される課金制限が無くなり、いくらでも課金できてしまいます。親名義のカード番号を不用意に見せないことも大切です。

⑦×

「バカッター動画」「バカスタグラマー動画」「バカトック動画」等おふざけ動画は何年たっても無くなりません。ネットに一度公開された動画や画像は、誰かがコピーしたり保存したりして、一生消えないどころか拡散される可能性があります。



⑧× ⑨× ⑩× ⑪×

児童ポルノ法、県青少年育成条例に関することです。

児童ポルノとは、18歳未満の児童のわいせつな姿を記録した画像や動画のことです。

⑧「児童ポルノ製造の罪」⑨「児童ポルノ提供の罪」⑩「児童ポルノ所持の罪」となります。また、富山県青少年育成条例では、「自画撮り要求」に該当する場合は、30万円以下に処すると決められています。

一度送ってしまった画像や動画は、回収することは不可能です。児童ポルノの犯罪にならない、させないためには、「撮らない」「撮らせない」「送らない／欲しがらない」の【三不】運動をみんなで行う必要があります。

①× ②○ ③× ④×

著作権法に関することです。

芸能人ではない一般人の顔を勝手に写真に撮り、ブログなどにアップロードしてしまうと、「肖像権」を侵害することになってしまいます。

一般人の写真を勝手に撮ることはいけませんが、街で見かけた有名人の写真をスマホやデジカメで撮ること自体は問題はありません。個人的に楽しむために、「ラッキー♪」と思って携帯の待受ににしてもよいです。つまり、個人的に楽しむ目的であることを主とする「私的利用」については許されています。

「肖像権」とは、その人や物などの姿形自体を権利とし、無断で撮影・公表・利用されたりすることがないように主張できる権利です。人が不快な思いをしないために「肖像プライバシー権」と「肖像パブリシティ権」の二つ構成要素があります。

「肖像プライバシー権」とは、人の容姿が勝手に公表されたりしないための権利です。誰かが写った写真などを、本人に許可なく公開することを禁じています。

「肖像パブリシティ権」とは、一般的に知られている芸能人や有名人の容姿や名前が、本人に許可なく利用されることを防ぐ権利です。

アニメ・漫画の画像は、著作権がその制作会社やクリエイターの著作物であり、無断での転載や利用は違法です。

なお、刑事上で著作権を侵害した場合は、「10 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金」の処分がくだされます。さらに、民事上では、損害賠償が請求されます。

⑤×

迷惑メールに関することです。

迷惑メールのターゲットは個人情報です。子どものスマホには保護者の個人情報が入っています。サイトにアクセスして個人情報を入力する危険だけではなく、ウイルスに感染しスマホ内のデータが流出してしまう危険性があります。更にスマホには繋がっている人の情報（携帯番号・画像データ等）が入っています。「これは迷惑メール・詐欺だから、絶対にアクセスしたり返信したりしないこと」と親のスマホの画面を見せて注意を促してください。保護者が自分のスマホの画面を見せてることで、子どもがネットトラブルを親に相談しやすくなります。

⑥×

クレジットカードの管理に関することです。

令和 4 年度消費者白書によると、オンラインゲームに関する消費生活相談件数は増加傾向になり、2021 年は過半数が 20 歳未満の相談です。契約購入金額別割合をみると、10 歳～17 歳の 46.5 %が 10 万円～50 万円未満の課金トラブルです。オンラインゲームで親のクレジットカードを登録し課金する場合、18 歳未満に適用される課金制限が無くなり、いくらでも課金できてしまいます。親名義のカード番号を不用意に見せないことも大切です。



⑦×

「バックッター動画」「バカスタグラマー動画」「バカトック動画」等おふざけ動画は何年たっても無くなりません。ネットに一度公開された動画や画像は、誰かがコピーしたり保存したりして、一生消えないどころか拡散される可能性があります。

⑧× ⑨× ⑩× ⑪×

児童ポルノ法、県青少年育成条例に関することです。

児童ポルノとは、18 歳未満の児童のわいせつな姿を記録した画像や動画のことです。

⑧「児童ポルノ製造の罪」⑨「児童ポルノ提供の罪」⑩「児童ポルノ所持の罪」となります。重い場合は、5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金の罰則が発生します。

富山県青少年育成条例では、「自画撮り要求」に該当する場合は、30 万円以下の処すると決められています。

一度送ってしまった画像や動画は、回収することは不可能です。児童ポルノの犯罪にならない、させないためには、「撮らない」「撮らせない」「送らない／欲しがらない」の【三

ない】運動をみんなで行う必要があります。

次の質問に答えてください。 違法・危険性が高い× 合法・安全性が高い○

- ① 友達の顔を勝手に写真に撮り、ブログなどにアップロードしてしまう
したことがある人は○、したことがない人は、× 違法 肖像権
- ② 街で偶然見かけた芸能人をスマホでとり、その写真を待ち受けにする 合法
- ③ 芸能人の写真を自分のブログやSNSで発信する 違法 肖像権
- ④ アニメやドラマの画像を自分のアイコンにした。
盗用・無断転載
- ⑤ 「スマホを長年使っている感謝として 100 万円キャンペーンがあなたを当たりにしました。すぐにアクセスしてください。」とメッセージが来たので、アクセスした。
個人情報データの流失
- ⑥ オンラインゲームで勝手に親のクレジットカードで課金する。
課金トラブルに発展
未成年適用の課金制限が外れる
- ⑦ 「バックッター動画」「バカスタグラマー動画」「バカトック動画」
おふざけ動画を（アフィリエイトを目的に）SNSにアップにする
一生消されない
- ⑧ 自分の裸をふざけて撮った。
児童ポルノ製造の罪
- ⑨ 友達から送られたきた友達の裸の画像を笑い話とともに友達に送った
児童ポルノ提供罪
- ⑩ 友達の裸の画像をおもしろ半分でクラウドに保存した
児童ポルノ所持の罪
- ⑪ 「自撮り要求」（自分で自分の裸の写真や動画を撮ったものを要求する）をする
富山県青少年育成条例 違反
1年 50万円以下の罰金

この肖像権とは、無闇に自分の顔を利用されないという誰もが持つ当然の権利です。

社会生活を送るうえで人々が我慢すべき限度（受忍限度）を超えている場合には違法、受忍限度以内なら適法です。

